

第8章 整備事業計画

第1節 整備事業計画

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。このような重要かつ大規模な史跡整備は、技術的にも財政的にも短期間で完結できるものではなく、今後の調査研究の進展状況や史跡追加指定の進捗状況及びそれに伴う整備内容の修正や追加などに柔軟に対応していく必要があり、整備の理念と方針のもと長期的に取り組む事業となる。

実施時期について、短期に着手すべき施策については整備事業開始後概ね5年次以内、中期的に取り組む施策については6～10年次、長期的な展望の下に実施を検討すべき施策については11年～15年次を想定している。さらに、歴史的建造物の復元については、調査研究の進捗や設置する場所の保存状況や修復状況によっては、さらに長期間の事業期間が必要となることが想定される。石垣の修復等についても、状況によっては当初の計画と大きく異なることが生じることを念頭に入れておくことが必要である。調査研究等を進めていく中で新たな検討課題が生じてくることも考えられるため、必要に応じ、柔軟に継続的に取り組んでいく場合があることも想定しておく必要がある。

また、今後、事業の必要性、緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら整備を推進していくこととなる。

事業の実施のためには、本計画において定めた整備内容について、必要に応じて基本設計、これに基づく実施設計への段階を経て、発掘調査や史資料調査などの調査研究の成果を踏まえながら、遺構の保全や景観との整合性を図りつつ、保存整備及び活用整備について、より具体的に、かつ精度の高い詳細な整備内容としてまとめていくこととなる。

特に歴史的建造物の復元整備にあたっては、現段階で十分な情報が得られておらず、今後実施する史資料調査や発掘調査などによる調査研究の成果や財源確保の課題を整理した上で、総合的視点から判断することになる。

なお、特に危険木の伐採については、緊急性が高いため、平成29年度から取り組んでいる。

1 短期整備計画

短期整備計画を平成31(2019)年度～平成35(2023)年度の5箇年の期間として設定する。当該期では、現在の国史跡指定地を中心に整備を実施する。さらに、史跡の追加指定[湊山球場敷地(三の丸)、出山、深浦郭]に取り組む。

(1) 調査研究

- ・米子城跡の実態解明と今後の整備事業の進捗を図るための遺構確認調査(発掘調査)や史資料調査などの調査研究を進める。
- ・将来的な歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探る史資料調査や遺構確認調査(発掘調査)等の調査研究を行う。
- ・本丸の発掘調査を実施し、全体像の解明に努める。
- ・水手御門下郭及び八幡台郭の詳細な遺構確認調査(発掘調査)を行い、保存整備に向けた資料収集を行う。
- ・二の丸高石垣の石垣上部の発掘調査を行い、土塀や裏込めの状況を把握するとともに、石

垣下部の発掘調査を行い、石垣規模の確定及び根石の状況確認を行う。

- ・ 枳形の石垣上部の発掘調査を行い、裏込め等の状況を把握し、修復、積み直し等に係る資料を得る。
- ・ 文書や絵図等から石垣修理履歴を調査し、石垣の歴史的位置付けを行う。

(2) 保存整備

- ・ 米子城跡の本質的価値の最重要なものである石垣については、指定地全体を対象として、石垣カルテ作成、三次元測量及び石垣変位調査等の総合的な石垣調査を行い、基礎データの収集、解析を行い、危険度と緊急度の高い箇所について優先順位を把握し、修復、積み直し等の保護計画を策定する。なお、検討にあたっては、「歴史の証拠」としての石垣の持つ本質的価値は、積み直しにことにより失われてしまうことになるため、米子城オリジナルの石垣を損なう部分を最小限とすることに留意する必要がある。
- ・ 現況で孕み出しが視認される枳形については、石垣修復の実施設計を行う。
- ・ 石垣等の遺構の保存に悪影響を与えている樹木については伐採、剪定等適正な管理を行う。
- ・ 登り石垣及び塹堀の修復整備に向けた保存方法の検討を行う。
- ・ 登り石垣、水手御門下郭、八幡台郭については、覆土等による保存を行う。
- ・ 地盤調査等を実施し、地盤の強度、崩落危険箇所等を把握し、保護計画を策定し、優先順位を勘案し整備に着手する。
- ・ 史跡の追加指定[湊山球場敷地（三の丸）、出山、深浦郭]に取り組む。
- ・ 市指定文化財小原家長屋門については、屋根の応急処置を引き続き行う。

(3) 活用整備

- ・ 登城路等園路の再整備、補修、安全性の確保などを行う。
- ・ サイン類、ベンチ等の整備を実施する。
- ・ 天守周辺への電源確保を行う。
- ・ 来訪者及び近隣施設等への悪影響が考えられる樹木の伐採を行う。
- ・ 眺望を阻害している樹木の伐採等適切な管理を行い、石垣などの遺構が内外から視認できるようにするとともに、城跡各所からの眺望の確保を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・ 調査研究の成果については、刊行物による公開を行い、シンポジウム、フォーラム、講演会、ガイドウォーク等を適宜開催する。
- ・ パンフレット、ガイドブックなどを作成し配布する。また、インバウンドを意識したパンフレット等を作成する。
- ・ 発掘調査現場の公開については可能な限り対応し、来訪者の関心を高める。
- ・ 発掘調査現場の現地説明会を適宜開催する。
- ・ バス停の名称に「米子城跡」を加え、車内案内放送に「米子城跡」を盛り込むなど米子城跡の周知を公共交通機関の協力を得て実施する。
- ・ ライトアップの通年実施を検討する。

(5) その他

- ・ 整備計画事業の実施にあたっては、現行の「史跡米子城跡整備検討委員会」を存続させ、

指導助言を経て行うこととする。

- ・整備事業実施の基礎となる調査研究及び資料収集、公開活用を継続的に実施し、整備事業を円滑に実施できる人員の確保及び体制を整える。
- ・整備は、調査研究の成果で大きく変わる可能性があり、短期事業計画期間中に適宜、整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う。
- ・史跡追加指定の進捗状況を勘案し、適宜、事業計画の見直しを行う。

2 中期整備計画

中期整備計画を平成 36 (2024) 年度～平成 40 (2028) 年度の 5 箇年の期間として設定する。

当該期では、現在の国史跡指定地の整備に加え、史跡の追加指定（湊山球場敷地、出山、深浦郭）が実施された場合の追加指定地の整備も行うことを目標とする。

(1) 調査研究

- ・調査研究に継続して取り組む。
- ・将来的な歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探る史資料調査や発掘調査などの調査研究を引き続き行う。

(2) 保存整備

- ・石垣については、継続して石垣変位調査等を行い、基礎データの収集、解析を行う。
- ・石垣の危険度と緊急度の高い箇所について修復、積み直し等の整備を行う。
- ・継続して石垣等遺構に悪影響を与えている樹木の伐採等適正な管理を行う。
- ・登り石垣及び塹堀の整備を行い、一般公開を行う。
- ・水手御門下郭、八幡台郭については、遺構修復工事を行う。
- ・孕み出しの進んでいる枅形、二の丸、内膳丸の石垣の修復、積み直し等を行う。
- ・本丸周辺の石垣修復の実施設計を行い、修復に着手する。
- ・二の丸御殿の発掘調査を実施し、整備方法の検討を行い、整備工事に着手する。
- ・表中御門、裏中御門の発掘調査を行い、整備方法を検討し、整備を行う。
- ・崩落危険箇所の危険度の高い箇所から崩落防止工事を行う。
- ・市指定有形文化財・旧小原家長屋門については、整備方針を決定し、整備工事を行う。

(3) 活用整備

- ・安全性の確保及び眺望を阻害している樹木の伐採等適切な管理を引き続き行う。
- ・史跡の追加指定に伴い三の丸の整備（野球スタンド撤去、トイレ、サイン類等便益施設設置、内堀の表出、米蔵等の遺構表示）を行う。
- ・史跡の追加指定に伴い深浦郭の整備（トイレ、サイン類等便益施設の設置、御番所、御船小屋等の遺構表示）を行う。
- ・史跡の追加指定に伴い出山へのサイン類の設置、危険木の伐採等を行う。
- ・短期事業計画に基づき実施した調査研究の成果により、城跡内に存在した土塀及び門など歴史的建造物の遺構の位置、構造、素材料等が明らかになった場合には、重要度及び効果を再検討した上で事業計画を見直し、復元整備に取り組む。
- ・ガイダンス施設の設置場所、整備内容、整備方法を決定し、施設整備を行う。
- ・二の丸テニスコート横の老朽化したトイレについては、改修を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・調査研究の成果については、可能な限り刊行物による公開を行い、シンポジウム、フォーラム、講演会、ガイドウォーク等を継続して適宜開催し、情報発信を行う。
- ・パンフレット、ガイドブック等については、最新情報を盛り込むとともに、常に改訂を検討するとともに、継続して作成し配布する。
- ・発掘調査現場の公開については可能な限り対応し、来訪者の関心を高める。
- ・発掘調査現場の現地説明会を適宜開催する。

(5) その他

- ・整備計画事業の実施にあたっては、現行の「史跡米子城跡整備検討委員会」の指導助言を得て事業遂行を図る。
- ・整備計画は、調査研究の成果で変わる可能性があり、中期事業計画期間中に適宜、整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う。

3 長期整備計画

長期整備計画を概ね平成41年度～平成45年度の5箇年の期間として設定する。

短期、中期整備計画期間内では対応の難しい整備を行い、米子城跡の価値を高めていく。

(1) 調査研究

- ・調査研究に継続して取り組む。
- ・歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探る史資料調査や発掘調査などの調査研究を引き続き行う。

(2) 保存整備

- ・石垣については、継続して石垣変位調査等を行い、基礎データの収集、解析を行う。
- ・石垣に関し、本丸周辺の危険度と緊急度の高い箇所について修復、積み直しを行う。
- ・継続して石垣等遺構に悪影響を与えている樹木の伐採等適正な管理を行う。
- ・崩落危険箇所の整備を引き続き実施する。
- ・史跡の追加指定に伴う三の丸、深浦郭、出山の整備工事を行う。
- ・史跡の追加指定に伴い、飯山へのサイン類設置、危険木の伐採、石垣の危険度と緊急度の高い箇所の修復、積み直し等を行う。

(3) 活用整備

- ・歴史的建造物の復元整備に関しては、資料の整ったものについて重要性を勘案し、取り組む。
- ・天守東屋の改修を行う。
- ・内膳丸東屋の改修を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・調査研究の成果については、可能な限り刊行物による公開を行い、シンポジウム、フォーラム、講演会、ガイドウォーク等を継続して適宜開催し、情報発信を行う。
- ・パンフレット、ガイドブック等については、最新情報を盛り込むとともに、常に改訂を検討するとともに、継続して作成し、配布する。

4 事業費の想定

整備事業計画は、現時点における、15年程度の期間の史跡米子城跡の保存及び利活用に資するための基本的な調査、整備の進め方を年度ごとの計画としてまとめたものである。これを一覧にしたものが別紙「史跡米子城跡整備事業スケジュール」である。

事業費については、15年間の全体事業費が12億5千万円程度（うち市費負担分が5億円程度）、このうち短期的整備に係るものが5億5千万円程度（うち市費負担分が2億円程度）、中・長期の整備に係るものが7億円程度（うち市費負担分が3億円程度）と想定される。

当初5年間の短期的整備事業費は、園路の整備やサイン類の整備などの史跡公園としての基本的な整備に係るもののほか、危険木、支障木などの樹木の伐採に係る経費2億円程度（うち市費負担分が7千万円程度）、石垣や地盤などの調査に係る経費8千万円程度（うち市費負担分が5千万円程度）などを含むものである。

樹木の伐採については、並行して進めていく発掘調査や地盤調査の成果などに伴って伐採範囲や伐採量に影響が及ぶ可能性があるため、事業費の変動が生じることも想定しなければならない。

また、国史跡の追加指定を行った場合、民有地の公有化に係る経費（土地取得及び物件補償等に係る経費）が発生することも想定されるが、これらの額については、取得する時点において、不動産鑑定などに基づき算定した額を事業費として計上するものである。

中・長期の整備に係る事業費については、短期的整備の進捗状況を踏まえての基本的な整備工事のほか、地盤調査、石垣調査の成果などに伴って、現時点での想定額には含まれていない、地盤の弱い箇所の崩落防止対策や修復等を含む石垣整備などの追加工事に係る事業費がさらに加わることも想定される。

上述したように、個々の整備案件については、整備事業全体が進展していくにしたがって様々な検討課題が生じてくることも考慮する必要があることから、整備事業の進捗状況や地盤調査、石垣調査、発掘調査などの成果を踏まえ、年度ごとに、事業規模、内容、事業費等を精査し、検討していかなければならないものである。